

諸外国の失業保険制度

	イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ
法律	求職者給付法(1995年)	社会法典第3編(SGB III)「雇用促進」(Arbeitsförderderung)	2009年4月1日発効の労働協約	社会保障法(1935年) 連邦失業税法(1939年) 各州失業保険法
適用範囲	原則として18歳以上。年金受給年齢(男性65歳、女性60歳)未満のイギリス居住者	週15時間以上の労働に従事する65歳未満の者	民間の賃金労働者	暦年の各四半期における賃金支払総額が1,500ドル以上、又は1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主の雇用者
受給要件	① 職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと ② 常時40時間以上の就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること ③ 過去2年間のうち1年間、保険料を納付していること	① 職業に就いていないこと又は雇用されている場合は就労時間が週15時間未満であること ② 求職活動を行い、職業紹介に応じる状態であること ③ 離職前2年間に於いて通算12か月以上保険料を納付していること ④ 65歳未満であること	① 正当な理由がなく自己都合退職(辞職)した者ではないこと ② 就労活動に必要な身体能力があること ③ 50歳未満は離職前28か月間、50歳以上は離職前36か月間に4か月以上就労していたこと ④ 原則として、60歳未満であること	州毎に異なるが、主な要件は以下の通り。 ① 懲戒解雇者や自発的離職者(セクハラ、本人の病気、配偶者の転勤に伴う転居の理由の場合を除く)ではないこと ② 求職や再就職の能力及び意思があること ③ 離職前に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること
給付額	・ 18歳未満: 週35.65ポンド ・ 18～24歳: 週46.85ポンド ・ 18～24歳: 週46.85ポンド ・ 25歳以上: 週59.15ポンド	従前の手取り賃金(法律上の控除額を差し引いた前職の賃金)の67%(扶養する子がない者は60%)。	給付額(日額)は離職前の賃金(月額)及び勤務形態(フルタイム、パートタイム等)に基づいて算定。フルタイム労働者の場合、下記のいずれかとなる。 ・ 1066ユーロ(月額)以下: 離職前の賃金の75%(日額) ・ 1066～1168ユーロ(月額): 26.66ユーロの定額(日額) ・ 1168～1928ユーロ(月額): 離職前の賃金の57.4%(日額)	州毎に異なるが、概ね平均週給の5割程度。 ※ 2009年末まで週当たり25ドルの一律増額を実施。
給付期間	最長182日(26週)	50歳未満: 6～12か月 50歳以上55歳未満: 6～15か月 55歳以上58歳未満: 6～18か月 58歳以上: 6～24か月 ※ 給付期間の長短は被保険者期間の長さに応じる。 ※ 就労時間が週15時間未満で雇用されている場合は2009年から1年間の時限措置で支給期間を18か月に拡大。	給付日数: 加入期間と同期間 (50歳未満は最長24か月。50歳以上は最長36か月。)	州毎に異なるが、概ね最長26週 ※ 現在、2009年末まで連邦政府による経済対策の一環として給付延長が行われており、延長に必要な連邦政府補助の受け入れ判断をした州では46週(失業率が6%を超える州は59週)まで受給可。
財源	<保険料> 労使の負担する保険料 ※ イギリスでは失業保険や年金等を含む単一の社会保険制度である国民保険制度による。 <国庫負担> 原則なし ※ ただし、給付財源が不足する場合には、給付に要する費用の17%まで国庫補助ができる。	<保険料(2009年)> 賃金の3.0%(労使折半) ※ ただし、2009年1月から2010年6月までの18か月間は時限措置として2.8%に引下げ。 <国庫負担> 支出が収入及び積立金で賄えないときに限り、不足分を連邦政府が全額負担。	<拠出金> 加入時に事業主が拠出。 <保険料(2009年)> 保険料率は総賃金の6.4% (被用者: 2.4% 事業主: 4.0%) <国庫負担> 受給者数の増加により給付費が増大するときには、その増加額について政府が負担。	<保険料(2009年)> 事業主が負担する州失業税(通常の失業給付費)及び連邦失業税(給付延長措置に係る費用の連邦政府負担分等)。3つの州を除き、被用者負担はない。 州失業税: 全米平均で約0.66% 連邦失業税: 0.8%(事業主から徴収されるのは年間支払賃金額の6.2%であるが、一定の条件を満たす場合は5.4ポイント分の控除がある)

資料出所: データブック国際労働比較2009、海外情勢報告2007～2008、雇用保険課調べ